特定非営利活動法人あったか

定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　あったか　という。英文では、Attaka と表示する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、障害のある人が、地域社会において穏やかな環境の中で生活できるよう、また、多くの人と関わりを持てるよう支援していくと共に、社会資源として地域社会に貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　情報化社会の発展を図る活動
(7)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)特定非営利活動に係る事業
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の受託事業
③ 福祉作業所の運営事業
④ 障害者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業
⑤ 障害者の表現活動や就労を支援する事業
⑥ 障害者に関わる人々を育成する事業
⑦ 障害に対する理解を広げる啓蒙事業
⑧ 豊かな社会づくりを目指した企業、団体及び学校等の活動の支援、または協働して行う事業
⑨ 地域の活性化、地域作りに貢献するイベント及び講演会開催事業
⑩ 健常者と障害者の人々の交流を活かす事業
⑪ 豊かな社会づくりに向けた情報を発信する事業
⑫ 第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係わる施設の管理運営受託事業

(2)その他の事業
① 物品販売事業
2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)
第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人及び団体

(入会手続及び会費)
第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
2 理事長は、正会員の入会については、理事会において諮り、理事会がこの法人の活動や事業の円滑な推進に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3 理事長は、賛助会員の入会については、この法人の活動や事業の円滑な推進に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
4 理事長は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5 賛助会員として入会を承認された者は、理事会において別に定める年会費を払い込むことによってその会員になることができる。

(会員資格の喪失)
第8条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 会費を1年以上滞納したとき
(4) 除名されたとき

(退会)
第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に反する行為をしたとき
(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)
第11条 この法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

（種類及び定数）
第12条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上
(2)　監事　１人以上
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること
(2)　この法人の財産の状況を監査すること
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会又は所轄庁に報告すること
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため又は増員により選任された役員の任期は、第１項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を受けることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
２　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

第５章　総会

（総会の種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び活動決算
(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ケ月以内に開催する。
２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をした場合
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があった場合

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　総会を招集する場合は、日時及び場所並びに総会の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、開催日の５日前までに通知しなければならない。
３　前条第２項第１号若しくは第２号の規定による請求があった場合は、理事長は、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　総会における議決事項は、第 24 条第２項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（書面表決等）
第 28 条　正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第１項、第 29 条第１項第２号、第 53 条、第 54 条第２項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録を作成した者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。
2　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　賛助会員の会費の額
(4)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(5)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条にて同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(6)　事務局の組織及び運営に関する事項
(7)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めた場合
(2)　理事の総数の３分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があった場合

（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面もしくは電磁的方法をもって、開催日の１週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めたときは、この限りではない。
３　前条第２号若しくは第３号の規定による請求があった場合は、理事長は、その日から２週間以内に理事会を招集しなければならない。

（議長）
第34条　理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

（会議の運営方法）
第35条　理事会の運営方法は、この定款に規定するもののほか、別に定める規則による。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会できない。

（議決）
第37条　理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　理事会においては、第33条第２項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

（書面表決等）
第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第１項、第39条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者はその旨を付記すること。）
(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

（簡易な事項等に係る議決）
第 40 条　簡易な事項又は急を要する事項について理事長が必要と認めた場合には、理事長が全理事に書面又は電磁的方法で確認し、理事が書面又は電磁的方法をもって賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 41 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　賛助会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 42 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 43 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 44 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 45 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業年度）
第 46 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、その翌年の３月 31 日に終わる。

（事業計画及び活動予算）
第 47 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 48 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第49条　予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第50条　予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第51条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、総会において、議決を経なければならない。
2　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第52条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散等

（定款の変更）
第53条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）
第54条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　法第43条の規定による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由により解散する場合は、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（残余財産の帰属先）
第55条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）
第 56 条　この法人は、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第57条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（実施規則）
第58条　この定款の実施に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の年会費は、第７条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
(1)　賛助会員　（個人）　3,000 円
（団体）１口　3,000 円（１口以上）

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　樋口　文章
副理事長　山下　広樹
理　事　山本 ヒロ子
理　事　清武　幸子
理　事　的野　利恵子
理　事　梅本　　健
理　事　吉永　博子
理　事　鬼木　卓也
監　事　冨安　絹江

4　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7　この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市南区屋形原５丁目９番６号に置く。

8　任意団体「あったかホーム運営委員会」の会員、事業、財産は、この法人が継承するものとする。

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人あったか

1 事業の成果

主たる事業である生活介護事業において利用者の方が活動の一環として作り上げた作品を、地域や福祉のイベント等で販売することによって、作者の「やりがい」の創出や、地域における施設とそこに通う利用者の方に対する理解を深めていくことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護事業	通年	あったかホーム（福岡市南区屋形原5-9-6）	9人	利用者19名及びその家族	36,836
⑤ 障害者の表現活動や就労を支援する事業	ビーズ、レジン等を使用したアクセサリー等の作成・販売					
⑨ 地域の活性化、地域作りに貢献するイベント及び講演会開催事業						
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の受託事業	実施予定なし					
③ 福祉作業所の運営事業	実施予定なし					
④ 障害者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業	実施予定なし					
⑥ 障害者に関わる人々を育成する事業	実施予定なし					
⑦ 障害に対する理解を広げる啓蒙事業	実施予定なし					
⑧豊かな社会づくりを目指した企業、団体及び学校等の活動の支援、または協働して行う事業	実施予定なし					
⑩ 健常者と障害者の人々の交流を活かす事業	実施予定なし					
⑪ 豊かな社会づくりに向けた情報を発信する事業	実施予定なし					
⑫ 第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係わる施設の管理運営受託事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
① 物品販売事業	実施予定なし					

令和9年度 事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人あったか

1 事業の成果

主たる事業である生活介護事業において利用者の方が活動の一環として作り上げた作品を、地域や福祉のイベント等で販売することによって、作者の「やりがい」の創出や、地域における施設とそこに通う利用者の方に対する理解を深めていくことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護事業	通年	あったかホーム（福岡市南区屋形原5-9-6）	9人	利用者19名及びその家族	36,836
⑤ 障害者の表現活動や就労を支援する事業	ビーズ、レジン等を使用したアクセサリー等の作成・販売					
⑨ 地域の活性化、地域作りに貢献するイベント及び講演会開催事業						
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の受託事業	実施予定なし					
③ 福祉作業所の運営事業	実施予定なし					
④ 障害者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業	実施予定なし					
⑥ 障害者に関わる人々を育成する事業	実施予定なし					
⑦ 障害に対する理解を広げる啓蒙事業	実施予定なし					
⑧豊かな社会づくりを目指した企業、団体及び学校等の活動の支援、または協働して行う事業	実施予定なし					
⑩ 健常者と障害者の人々の交流を活かす事業	実施予定なし					
⑪ 豊かな社会づくりに向けた情報を発信する事業	実施予定なし					
⑫ 第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係わる施設の管理運営受託事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
① 物品販売事業	実施予定なし					

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人あったか

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3 負担金収益			
負担金収入	370,000	370,000	
4 受取助成金等			
受取補助金	0	0	
5 事業収益			
障がい福祉サービス事業収入	38,500,000		
授産事業収益	40,000	38,540,000	
6 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			**39,110,000**
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費			
給料手当	13,000,000		
臨時雇賃金	8,200,000		
賞与	1,700,000		
通勤費	96,000		
法定福利費	3,600,000		
福利厚生費	200,000		
人件費計	26,796,000		
（2） その他経費			
利用者工賃	70,000		
原材料費	30,000		
印刷製本費	100,000		
旅費交通費	0		
燃料費	1,100,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	600,000		
修繕費	400,000		
水道光熱費	480,000		
賃借料	2,500,000		
保険料	500,000		
諸会費	20,000		
リース料	840,000		
研修費	100,000		
給食費	950,000		
行事費	150,000		
減価償却費	1,200,000		
雑費	700,000		
その他経費計	10,040,000		
事業費計		36,836,000	
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
福利厚生費	80,000		
人件費計	80,000		
（2） その他経費			
旅費交通費	50,000		
会議費	15,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	142,000		
修繕費	5,000		
租税公課	2,000		
支払手数料	1,500,000		
交際費	30,000		
新聞図書費	40,000		
支払利息	0		
業務委託費	150,000		
雑費	250,000		
その他経費計	2,194,000		
管理費計		2,274,000	
経常費用計			**39,110,000**
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			**0**
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			**0**
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			14,341,320
次期繰越正味財産額			**14,341,320**

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人あったか

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3 負担金収益			
負担金収入	370,000	370,000	
4 受取助成金等			
受取補助金	0	0	
5 事業収益			
障がい福祉サービス事業収入	38,500,000		
授産事業収益	40,000	38,540,000	
6 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			**39,110,000**
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費			
給料手当	13,000,000		
臨時雇賃金	8,200,000		
賞与	1,700,000		
通勤費	96,000		
法定福利費	3,600,000		
福利厚生費	200,000		
人件費計	26,796,000		
（2） その他経費			
利用者工賃	70,000		
原材料費	30,000		
印刷製本費	100,000		
旅費交通費	0		
燃料費	1,100,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	600,000		
修繕費	400,000		
水道光熱費	480,000		
賃借料	2,500,000		
保険料	500,000		
諸会費	20,000		
リース料	840,000		
研修費	100,000		
給食費	950,000		
行事費	150,000		
減価償却費	1,200,000		
雑費	700,000		
その他経費計	10,040,000		
事業費計		36,836,000	
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
福利厚生費	80,000		
人件費計	80,000		
（2） その他経費			
旅費交通費	50,000		
会議費	15,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	142,000		
修繕費	5,000		
租税公課	2,000		
支払手数料	1,500,000		
交際費	30,000		
新聞図書費	40,000		
支払利息	0		
業務委託費	150,000		
雑費	250,000		
その他経費計	2,194,000		
管理費計		2,274,000	
経常費用計			**39,110,000**
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			**0**
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			**0**
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			14,341,320
次期繰越正味財産額			**14,341,320**